

函館市新エネルギー・システム等導入補助金 Q&A

Q. 1. 前年度の補助制度との変更点はありますか？

A. 新エネルギー・システム（太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池（エネファーム）、ガスエンジンコーチェネレーションシステム（コレモ）に加え、電気自動車等（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV））が対象となりました。

Q. 2. 現在、設置工事を行っている最中ですが対象になりますか？

A. 工事着手前に申し込む必要があります。工事着手前に交付申請をしていただき、「補助金交付決定通知書」がお手元に届いてから着工していただく必要がありますので、設置工事を行っている最中であれば、補助の対象とはなりません。
なお、工事着手後の申込みはできません。

Q. 3. 新築で家の工事は始まっていますが設備は工事していません。制度を利用できますか？

A. 設備の工事に着手していなければ、利用できます。

Q. 4. 市外に住んでいますが函館市に家を新築し転入予定です。制度は利用できますか？

A. 利用できますが、実績報告書の提出までに、住民票を移している事が条件です。

Q. 5. 新築で家の引渡しが年度末日以降になります。制度を利用できますか？

A. 利用できません。
また、実績報告書を年度末日（年度末日が土日である場合は、その前の開庁日）までに提出いただけない場合は、補助制度を利用できません。

Q. 6. 建売の場合は、申請ができますか？

A. 要件を満たしていれば住宅購入者が申請できます。
建売の場合には、補助金申込時に売買契約書の添付が必要になります。
その場合、事業着手予定日は建物引渡し予定日となり、申込受理決定年月日以降に建物引渡しを行い、電力会社と電力受給契約を締結していただく必要があります（受理決定前にこのいずれかを行なうと補助対象外となります）。なお、対象の発電システムは未使用（過去に連系されていない）品に限ります。

Q. 7. 今年度、太陽光パネルの設置にともない補助金の交付を受けましたが、現在、蓄電池の設置を検討しています。蓄電池分の補助金を申請することはできますか？

A. 申請できます。しかし、太陽光パネルの増設など、同一年度内（4月から翌年3月まで）に一度補助金の交付を受けた補助対象設備と同じ設備を複数回申請することはできません。申請できるのは、同一年度内において、同一の補助対象設備につき1回までとなります。

Q. 8. 工事業者や住宅メーカー、自動車販売業者が代行で手続きできますか？

A. できます。申請書の別紙に代行業者名を記載してください。

Q. 9. 単身赴任で函館市内に家族しか住んでいません。制度を利用できますか？

A. 単身赴任などにより、ご自宅に居住できない場合でも、生計を同一にする家族（配偶者、父母、子および配偶者の父母）が当該住宅に居住していれば利用できます。ただし、この場合において当該本人の住民票が赴任先など他の住所にあるときには、完了報告時に提出する住民票は、当該住宅に家族が住んでいることが確認できる住民票であり、かつ謄写省略のないもの（本籍・続柄の記載のあるもの）としてください。

Q. 10. 太陽電池の最大出力の計算方法はどうするのですか？

A. ① 最大出力=モジュール出力×モジュール枚数で算出される数値をkW単位にします。
② 小数点第3位を切り捨てます。
(例) モジュール出力 162 W (ワット) × 23枚 = 3,726 W
3,726 W (ワット) ÷ 1000 = 3.726 kW (キロワット)
→ 3.72 kW (第3位切り捨て)

Q. 12. 補助金申込受理の決定を受けた後に、申請内容を変更することになりました。
どうしたらよいですか？

A. 変更手続きが必要となりますので、ご連絡ください。

Q. 13. 補助事業の完了日とはいつですか？

A. 【新エネルギー】
導入した新エネルギーの設置費に係る領収証の領収年月日です。
この事業完了日から起算して30日に当たる日までに、補助事業実績報告書を提出してください。

【電気自動車等】

初度登録日または車両の購入に係る支払が完了した日のいずれか遅い日です。
この事業完了日から起算して90日に当たる日または年度末日（土日にあたる場合は、前開庁日まで）のいずれか早い日までに、補助金等交付申請書兼実績報告書を提出してください。

Q. 14. 市税に滞納がないことの証明書とは、何を提出すればよろしいですか？

A. 納税証明書をご提出ください。
なお、函館市から課税されている全税目が対象となりますので、納税証明を申請の際は、「市税に滞納がない」ことの証明を取得してください。

Q. 15. 住民票、納税証明書は原本を提出しなければならないのでしょうか？

A. どちらも原本の提出が必要です。「住民票」は世帯全員のもの、「納税証明書」は、実績報告書の提出日に発行されたものが必要になります。なお、単身赴任等により本人の住民票が他の住所にある場合は、システムを設置した市内の住宅に家族が居住していることを示す住民票であり、かつ、謄写省略のないもの(本籍・続柄の記載のあるもの)を提出してください。

Q. 16. 新築で住民票を移します。提出するのは異動した後の住民票でしょうか？

A. 引っ越し後の住民票が必要です。設置する住宅に申請者の方がお住まいになっている事が確認できなければなりません。
このため、最初の補助金申込書には旧住所の記載となります、最後の申請書兼完了報告書には新住所が記載されることになります。

Q. 17. 補助対象設備が購入済みで、設置工事を行っていない状況です。

設置工事費のみですが、補助対象となるのでしょうか？

A. 設置工事費のみの場合は、補助の対象とはなりません。

Q. 18. 物置に補助対象設備を設置したいのですが、補助対象になりますか？

A. 自らが居住する住宅または所有権を有する事業所の敷地内にある構築物（物置、カーポート等）に設置する場合は、対象になります。
また、敷地内であれば、地面に設置する場合も対象になります。

Q. 19. ハウスマーカーですが、自社が所有するモデルハウスに補助対象設備を設置する場合、制度を利用できますか？

A. 対象なりません。中小企業・小規模事業者等の場合は、自らが所有する市内の事業所が対象となりますが、モデルハウスは商品見本としての性質が高いことから、対象に含みません。
なお、モデルハウスを売却し、購入者が居住し補助対象設備を設置する場合においては、購入者による申請は可能です。（代理申請可）

Q. 20. 電気自動車等の補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類の写しとは、どのような書類ですか？

A. ローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式を利用した場合は、当該支払方式を合意したことが明記されている契約書や申込書等、もしくは現金支払い等による領収書の写しや、銀行振込み等で領収書の無いものについては入出金明細、資金移動のわかる書類または銀行発行の振込み証明書の写し等のほか、頭金の入金や下取り等がある場合、当該金額がわかる書類等、を提出してください。